

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）2 月 13 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和 24 年藤沢市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,102 人」を「2,132 人」に、「940 人」を「948 人」に、「247 人」を「248 人」に、「454 人」を「455 人」に、「3,782 人」を「3,822 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加への対応、既存業務の見直し等に伴い、職員定数を改める必要による。